

平成 19 年 4 月 1 日 制定

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第 2 条第 3 項及び社会福祉法人 恩賜財團 済生会定款第 1 条第 1 項第 1 号に規定する無料低額診療事業に関し、済生会飯塚嘉穂病院（以下、「本院」という。）が同事業を適正かつ円滑に遂行するために必要な事項を定め、もって医療を通して福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 減免 減額と免除の 2 種類を省略する場合にいう。
- ② 減額 診療費等の該当項目に要する費用の一部を減額することをいう。
- ③ 免除 診療費等の該当項目に要する費用の全額を免除することをいう。

(減免の範囲)

第3条 この規程において、減免の範囲は、次の各号とする。

- ① 診療費の自己負担額（原則として、各保険の一部負担額）
- ② 療養上のサービス費
- ③ その他院長が減免を必要と認める費用

2 診療費を減免するに際し、または、減免を受けた後に、法令等の公的扶助制度が適用される場合は、当該制度の適用を優先する。

(減免の対象者)

第4条 この規程において、減免の対象者は、次の各号とする。

- ① 生活保護法による被保護者
- ② 生活困難とみなされる者
 - ア、市町村民税非課税世帯
 - イ、児童福祉法適用者
 - ウ、障害者自立支援法による医療適用者
 - エ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律適用者
 - オ、知的障害者福祉法適用者
 - カ、重度心身障害者医療適用者
 - キ、特定疾患患者
 - ク、小児慢性特定疾患患者
 - ケ、国民年金受給者のみの世帯
 - コ、ひとり親世帯
 - サ、市町村が、国保の一部負担金の減免を認めている者
 - シ、更生保護施設入所者
 - ス、その他、失業者、多重債務者、自己破産者、災害の被災者であって、上記各号に準じて医療費の支払いが困難と認められる者
- ③ その他院長が必要と認める者

(特別診療相談券)

第5条 本院は、地域の関係機関にこの規程を周知し、前条の対象者へ特別診療相談券（様式-1）の発行を依頼する。

- 2 関係機関は、対象者から相談を受けた時は、要件を確認のうえ、特別診療相談券を発行し、本院の医療ソーシャルワーカー（以下、「MSW」という。）に連絡する。
- 3 前項によらない患者から診療費等の減免について相談があった時は、外来、入院を問わず、MSWが相談に応じ、必要な手続きを行う。

(申請手続き)

第6条 減免の申請は、患者本人または成年以上の家族、後見人等の申し出により行う。

- 2 申請は、所定の書式（様式-2）に、当該世帯の収入等がわかる書類（特別診療相談券、住民税非課税世帯証明書、給与所得者の源泉徴収票、雇用保険受給資格者証 等）を添付して行う。
- 3 前項の当該世帯の収入等がわかる書類を添付することが難しい場合は、患者本人のMSWとの相談記録を持って代用する。

(認定方法及び通知)

第7条 減免の認定は、次の各号により行う。

- ① MSWは前条第1項の申し出を受けた時は、適宜面接を行い、必要に応じて前条第2項の申請手続きを勧める。
 - ② MSWは、前号の申請に基づき、減免の必要性を審査する。
 - ③ MSWは、前号の審査の結果、必要性を認めた時は、意見を付した減免申請書（様式-3. 1、もしくは様式-3. 1と様式-3. 2）を作成し、院長の決裁を受ける。
- 2 前項第3号の減免申請書の作成に際しては、次の各号によって算出した当該世帯の月額の収入と生活費を明記することとし、収入が生活費を下回る場合に減免の対象とする。
 - ① 収入は、生計中心者の申し立てを主として、生活保護法の収入認定方法に準じて算出する。
 - ② 生活費は、生活保護法による一般生活保護基準の1.3倍の額とする。
 - 3 減免を認定した患者への通知等は、次の各号により行う。
 - ① 第1項第3号により減免を認めた患者については、担当したMSWが、患者または申請者に認定内容を文書又は口頭で通知する。
 - ② 第1項第3号により減免を認めた患者の氏名、内容については、担当したMSWが関係部署に文書で通知する。

(減免の期間)

第8条 減免の期間は6か月以内とする。

- 2 前項の期間を超えて減免を必要とするときは、前2条の手続きを経た上、延長する期間を定めて審査・決定する。
- 3 減免対象者の治療が比較的長期になると見込まれる場合で、生活保護受給可能な状況と判断される場合には、MSWは所轄福祉事務所と連絡を取り、医療扶助の適用等について検討する。

(保管期間)

第9条 無料低額診療事業実施患者の、個人ファイルは10年間保管する。

(細則等)

第10条 この規程に定めのない事項は、院長が定める。

付 則 抄

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、改正の日から施行する。

一部改正 平成 21 年 7 月 1 日。

一部改正 平成 23 年 6 月 1 日。

一部改正 平成 24 年 1 月 1 日。

最終改正 平成 25 年 4 月 1 日。